

## 第二編 平成29年度の主な税の概況

# 1. 市町村民税

## (1) 納税義務者

個人及び法人の納税義務者数の推移は、2-1-1表及び2-1-1図のとおりである。

平成29年度の個人の納税義務者数は、均等割・所得割ともに、24年度と比べ1.06倍で、前年度と比較すると均等割1.57%の増、所得割1.63%の増となった。

29年度の法人の納税義務者数は、均等割・法人税割ともに、24年度と比べ1.1倍で、前年度と比較すると均等割4.04%の増、法人税割4.63%の増となった。

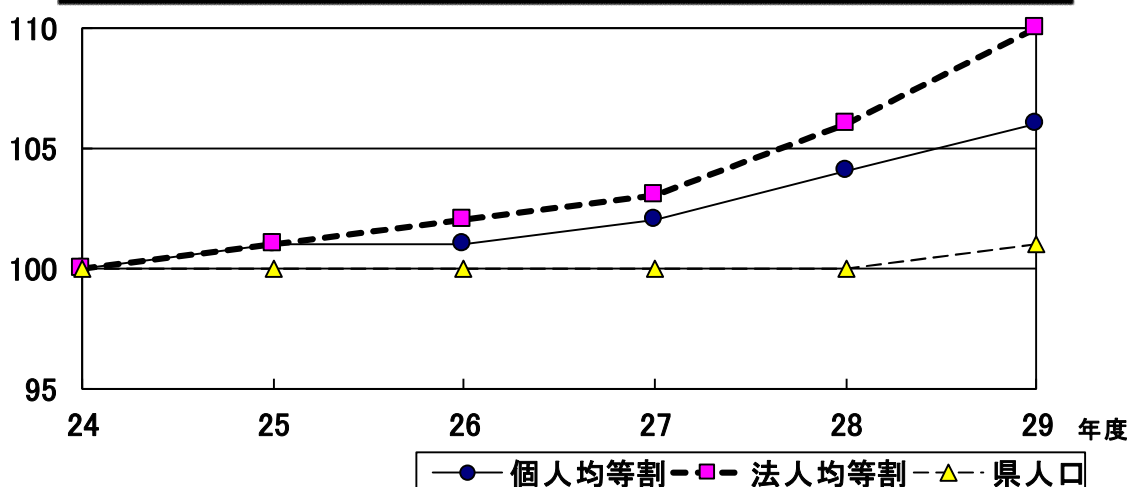
2-1-1表 納税義務者数の推移(「課税状況等の調」第1表, 第2表)

(単位:人)

区分		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
個人	均等割	2,984,710 (100)	3,008,470 (101)	3,029,352 (101)	3,057,237 (102)	3,114,296 (104)	3,163,049 (106)
	所得割	2,800,171 (100)	2,822,343 (101)	2,835,155 (101)	2,859,079 (102)	2,914,908 (104)	2,962,523 (106)
法人	均等割	147,938 (100)	149,824 (101)	150,164 (102)	152,322 (103)	156,993 (106)	163,340 (110)
	法人税割	146,260 (100)	148,018 (101)	148,246 (101)	150,383 (103)	153,568 (105)	160,679 (110)
参考	県人口	6,206,334 (100)	6,193,352 (100)	6,191,986 (100)	6,198,238 (100)	6,224,739 (100)	6,242,474 (101)

- (注) 1. ( )内は24年度を100とした場合の指数である。  
 2. 所得割を納める者には、税額控除により納税義務がなくなる者及び分離課税(退職所得)に係る所得割の納税義務者数を含まない。  
 3. 均等割を納める法人には、法人でない社団等を含む。  
 4. 県人口は、前年度の毎月常住人口(1月1日現在)である。

2-1-1図 納税義務者数の推移(平成24年度を100とした数値)



(2) 総所得金額等

総所得金額等の推移は2-1-2表及び2-1-2(1)、(2)図のとおりである。

平成29年度における総所得金額等は、24年度と比較して1.08倍、課税標準額は1.07倍、所得割額は1.04倍といずれも増加した。

前年度との比較では、総所得金額等は2.13%増加、課税標準額は2.05%増加、所得割額は1.38%の増加となった。

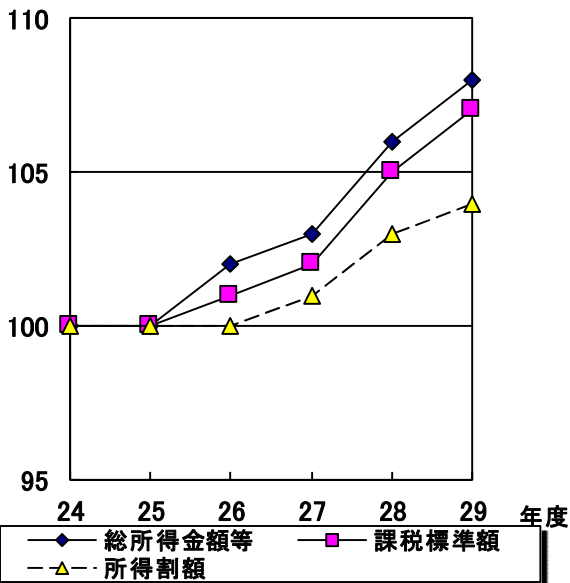
2-1-2表 総所得金額等、課税標準額及び所得割額の推移(「課税状況等の調」第12表・第58表・第59表)

(単位:千円)

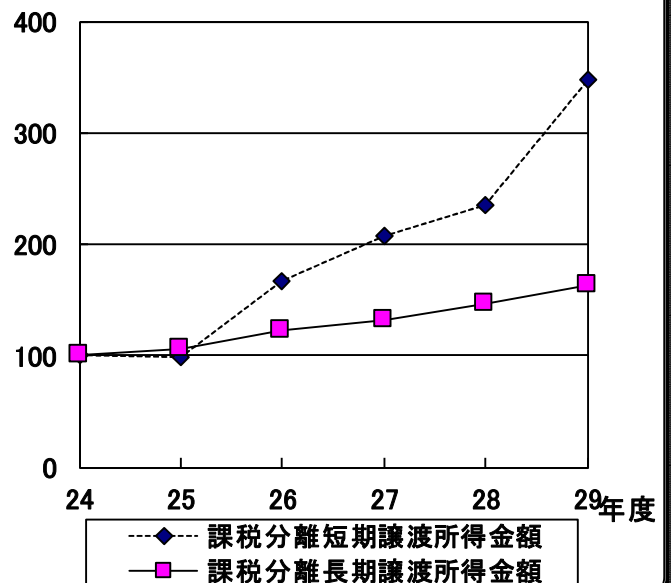
区分		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
総所得金額等		9,513,654,030 (100)	9,540,916,626 (100)	9,684,647,418 (102)	9,798,178,973 (103)	10,045,826,379 (106)	10,260,150,814 (108)
課税標準額		6,424,824,766 (100)	6,415,568,953 (100)	6,520,007,328 (101)	6,573,791,688 (102)	6,739,855,985 (105)	6,878,107,014 (107)
所得割額		369,020,362 (100)	367,349,531 (100)	368,748,333 (100)	374,415,285 (101)	379,610,903 (103)	384,857,610 (104)
参 考	課税分離短期譲渡所得金額	1,207,880 (100)	1,179,798 (98)	2,000,233 (166)	2,517,805 (208)	2,840,022 (235)	4,187,872 (347)
	同上分算出税額	62,498 (100)	61,302 (98)	105,280 (168)	131,782 (211)	146,351 (234)	219,816 (352)
	課税分離長期譲渡所得金額	142,029,446 (100)	150,170,239 (106)	173,040,385 (122)	186,193,397 (131)	207,420,517 (146)	231,008,074 (163)
	同上分算出税額	4,161,403 (100)	4,402,105 (106)	5,067,631 (122)	5,470,809 (131)	6,105,557 (147)	6,803,086 (163)

(注) ( )内は24年度を100とした場合の指数である。

2-1-2(1)図 総所得額等の伸びの状況  
(平成24年度を100とした場合)



2-1-2(2)図 総所得金額等の伸びの状況  
(参考)(平成24年度を100とした場合)



(3) 所得者区分ごとの納税義務者等

個人の市町村民税における所得者区分ごとの納税義務者数、税額は2-1-3表及び2-1-4表のとおりである。

ア 均等割(2-1-3表)

対前年度比をみると、納税義務者数、均等割額ともに「家屋敷等のみ」の項目が減少した。

イ 所得割(2-1-4表)

対前年度比をみると、納税義務者数、所得割額ともに全ての項目が増加した。

2-1-3表 均等割を納める納税義務者数、均等割額(「課税状況等の調」第2表)

区分	納税義務者数					均等割額				
	28年度 (人)	29年度 (人)	対前年 度比	構成比(%)		28年度 (千円)	29年度 (千円)	対前年 度比	構成比(%)	
				28	29				28	29
給与所得者	2,434,601	2,476,909	101.7	78.2	78.3	8,520,705	8,668,718	101.7	78.2	78.3
営業所得者	113,982	115,605	101.4	3.7	3.7	398,945	404,637	101.4	3.7	3.7
農業所得者	9,966	10,749	107.9	0.3	0.3	34,901	37,641	107.9	0.3	0.3
その他の所得者	539,999	544,254	100.8	17.3	17.2	1,889,989	1,904,882	100.8	17.3	17.2
家屋敷等のみ	15,748	15,532	98.6	0.5	0.5	55,128	54,371	98.6	0.5	0.5
計	3,114,296	3,163,049	101.6	100.0	100.0	10,899,668	11,070,249	101.6	100.0	100.0

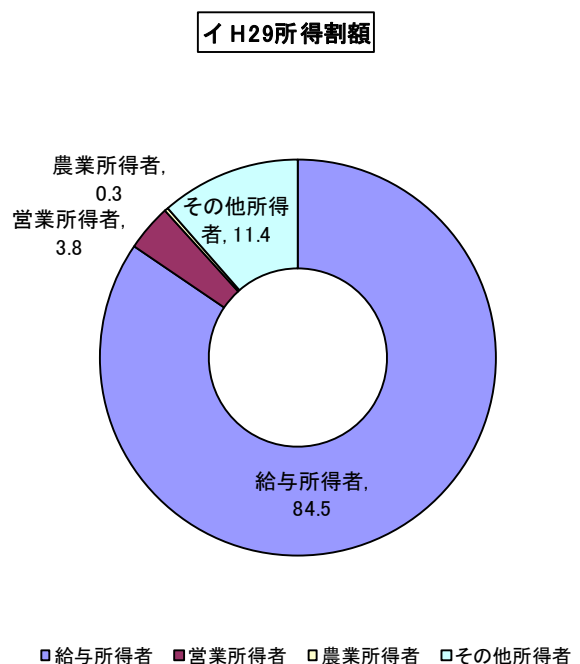
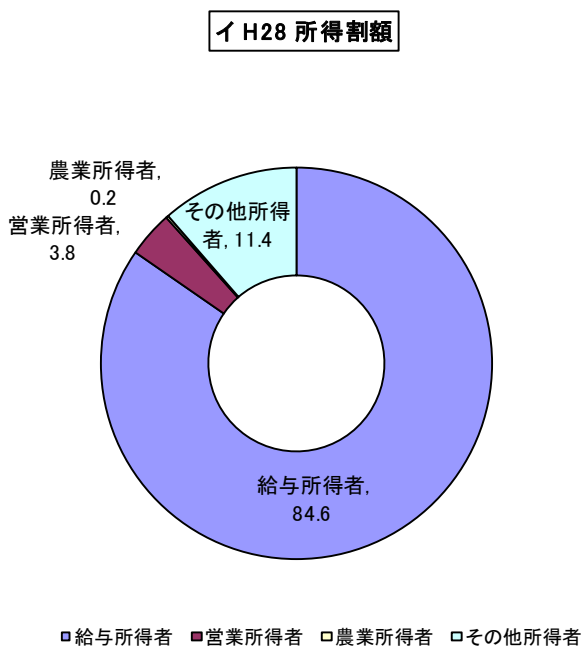
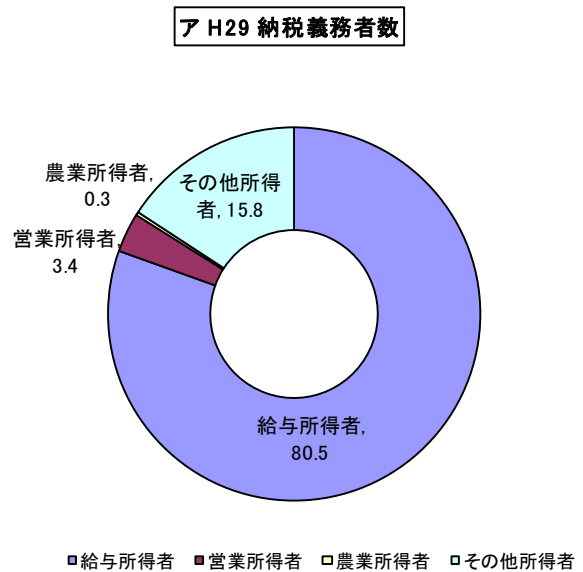
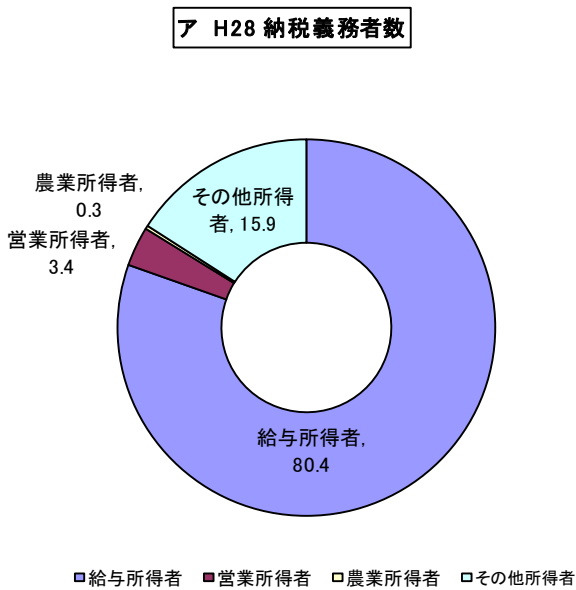
2-1-4表 所得割を納める納税義務者数、所得割額(「課税状況等の調」第2表)

区分	納税義務者数					所得割額				
	28年度 (人)	29年度 (人)	対前年 度比	構成比(%)		28年度 (千円)	29年度 (千円)	対前年 度比	構成比(%)	
				28	29				28	29
給与所得者	2,342,950	2,384,147	101.8	80.4	80.5	321,089,615	325,236,909	101.3	84.6	84.5
営業所得者	99,615	101,386	101.8	3.4	3.4	14,411,815	14,631,878	101.5	3.8	3.8
農業所得者	7,676	8,589	111.9	0.3	0.3	875,533	1,121,273	128.1	0.2	0.3
その他の所得者	464,667	468,401	100.8	15.9	15.8	43,243,078	43,876,759	101.5	11.4	11.4
計	2,914,908	2,962,523	101.6	100.0	100.0	379,620,041	384,866,819	101.4	100.0	100.0

※構成割合の計は、端数処理の関係で必ずしも一致しない。

また、所得割の構成比については、2-1-4図に示すとおりであり、納税義務者数、所得割額ともに給与所得者の占める割合が高く、平成29年度においては、納税義務者数の80.5%、所得割額の84.5%が給与所得者である。

2-1-4図 所得者区分ごとの所得割を納める納税義務者数及び所得割額の構成比



(4) その他

1人当たりの所得割額等の推移は、2-1-5表及び2-1-5図のとおりである。

前年度と比較すると、平成29年度は、納税義務者1人当たりの所得割額は0.18%減少し、人口1人当たりの所得割額は1.09%増加した

2-1-5表 1人当たりの所得割額等の推移(「課税状況等の調」第2表)

(単位:円,人)

区分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
納税義務者1人当たりの所得割額	123,638 (100)	122,106 (99)	121,727 (98)	122,470 (99)	121,896 (99)	121,676 (98)
人口1人当たりの所得割額	59,459 (100)	59,314 (100)	59,553 (100)	60,408 (102)	60,986 (103)	61,653 (104)
人口1,000人当たりの所得割納税義務者数	451 (100)	456 (101)	458 (102)	461 (102)	468 (104)	475 (105)
県人口 (当該年度の前年度1月1日現在)	6,206,334 (100)	6,193,352 (100)	6,191,986 (100)	6,198,238 (100)	6,224,739 (100)	6,242,474 (101)

- (注) 1. ( ) 内は24年度を100とした場合の指数である。  
 2. 所得割を納める者には、税額控除により納税義務がなくなる者及び分離課税(退職所得)に係る所得割の納税義務者数を含まない。  
 3. 均等割を納める法人には、法人でない社団等を含む。  
 4. 県人口は、当該年度の前年度1月1日現在の常住人口である。

